

■発行/ 芦屋市役所 ☎ 31-2121
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

■問い合わせ 芦屋市保健福祉センター
☎31-0612/☎31-0614
〒659-0051 呉川町14番9号

■ホームページ
http://www.city.ashiya.lg.jp



【施設・附属設備等使用料金表】()内は最大収容人数

室名	広さ (㎡)	収容人数 (人)	使用料金		
			(朝) 午前9時～正午	(昼) 午後1時～5時	(夜) 午後6時～9時30分
会議室1	83	3(72)	3,300円	4,400円	3,900円
会議室2	57	24	2,300円	3,000円	2,600円
多目的ホール	224	15(300)	7,000円	9,400円	8,200円
調理・実習室	154	調理室31 食事室32	8,700円	11,600円	10,100円
運動室	296		4,600円	6,100円	5,300円

種別	品名	単位	使用料金	備考
音響	プロジェクター	1台	1,000円	
	多目的ホール音響設備	1式	2,000円	マイク・デッキ含む
	会議室1音響設備	1式	1,500円	マイク含む
	ワイヤレス拡声器	1式	1,000円	マイク含む

地域福祉の拠点 保健福祉センターをご利用ください

問い合わせ 福祉センター ☎31-0612/☎31-0614

「保健福祉センター」は、市民の地域福祉の拠点として、子育て支援センター・介護予防センター・障がい機能訓練室や誰もが気軽に相談できる窓口など、子育て支援や高齢者・障がいのあるかたの自立促進に向けたさまざまな事業を行っています。そのためセンターの貸室の利用については、保健福祉センターをはじめ市が実施する事業を優先しています。

施設利用の前に登録を

会議室等の使用を希望の場合は、事前に登録が必要です。福祉センターにご来館のうえ、登録の手続きをしてください。登録をされたかたには利用者番号・パスワードを交付します。なお、福祉団体の登録は審査書類の提出が必要です。詳しくは総合受付窓口までお問い合わせください。

利用可能日

利用時間
月曜日～土曜日 午前9時～午後9時三十分
日曜日・祝日(振替休日含む) 午前9時～午後5時
利用できない日
毎月第三日曜日(年末年始十二月二十八日～一月四日)
受付日時
月曜日～土曜日 午前9時～午後5時三十分
日曜日・祝日(振替休日含む) 午前9時～午後5時

時間帯の区分

〔朝〕午前九時から正午まで
〔昼〕午後一時から午後五時まで
〔夜〕午後六時から午後九時三十分まで

使用許可申請(インターネット可)

多目的ホール、調理・実習室、運動室
福祉団体：使用日の六カ月前の日の属する月の一日から使用日まで
福祉団体以外：使用日の四カ月前の日の属する月の一日から使用日まで
会議室1、会議室2

福祉団体のみ、インターネットでの先行申請ができます

福祉団体：使用日の三カ月前の日の属する月の一日から使用日まで
福祉団体以外：使用日の二カ月前の日の属する月の一日から使用日まで
申請が重複したときは、抽選により申請者を決定します。申請者が決定しましたら通知をしますので、翌月の十日まで

(十日含む)に確定処理を行ってください。確定処理をされないときは、未確定の申請者として自動的に辞退扱いとなりますのでご注意ください。

施設利用許可

多目的ホール、調理・実習室、運動室
使用日の七カ月前の日の属する月の十五日から二十五日まで

施設使用料等

施設および附属設備等使用料金は「施設附属設備等使用料金表」(左上段)を参照してください。
各使用に際して施設および附属設備使用料金の十割の額を各使用料金に加算します。
運動室を運動目的以外に使用するとき施設使用料金の加算)
市外の居住者および市外の団体等が使用するときは
営利を目的に使用するとき
施設を二区分以上の時間帯を引き続いて使用するとき、区分間の使用料は無料です。

施設利用許可

総合受付窓口で、使用料をお支払いください。使用許可書(兼領収書)を交付します。

駐車場(木口記念会館と共用)

台数に限りがありますので、来館の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。なお、駐車場は無料ですが、



保健福祉センターへのバス路線

- 《中央公園前》下車。北へ徒歩2分
JR 芦屋駅・阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅から
〈芦屋浜営業所経由新浜町行き巡回ルート〉
31・32・36・131系統に乗車
- 《呉川町》下車。南へ徒歩1分
JR 芦屋駅南口から
〈新浜町経由大東町行き巡回ルート〉
10・50・59系統に乗車
〈若葉町経由芦屋浜営業所行き巡回ルート〉
24・27系統に乗車

駐輪場(木口記念会館と共用)

自転車・バイクで来館される場合は、駐車場の東側および中央通路保健福祉センター運動室とあしや温泉の間・バイク不可の駐輪場をご利用ください。
*あしや温泉、その他施設以外をご利用のかたは、駐輪場の利用はできません。

駐車券の認証が必要です。保健福祉センターをご利用のかたは同受付で行き先等ご記入いただいたうえ、認証処理を行なってください。認証がない場合は、出口ゲートを通ることができません。(木口記念会館をご利用のかたは同会館の受付で認証を受けてください。)
*あしや温泉、その他施設以外をご利用のかたは駐車場の利用はできません。